開示資料

一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構 会費規程

令和８年１月２８日制定

（趣旨）
第１条　この規程は、一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構（以下「機構」という。）の年会費に関して必要な事項を定めるものとする。

（年会費）
第２条　年会費は、機構からの請求に従って指定の口座に一括納入するものとする。

２　正会員の年会費の額は、30万円とする。ただし、次に掲げる会員の年会費の額は、当該会員の申し出に基づき、理事の過半数が承認した場合は、10万円とすることができる。

（１） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者又は小規模企業者

（２）法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第６号に規定する公益法人等

（３）法人税法第２条第７号に規定する協同組合等

（４）法人税法第２条第８号で規定する人格のない社団等

（５）法人税法第２条第９号に規定する普通法人(通算法人を除く。)のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの

３　国、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。）及び独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）の正会員の年会費の額は、30万円とする。ただし、当該会員の申し出に基づき、理事の過半数が承認した場合は、免除することができる。

４　個人の年会費の額は、正会員は3万円とする。ただし、当該会員の申し出に基づき、理事の過半数が承認した場合は、免除することができる。

５　準会員の年会費の額は、0円とする。ただし、当該会員の申し出に基づき、理事の過半数が承認した場合は、法人及び団体は1口10万円、個人は1口1万円として、申し出のあった金額を年会費とすることができる。

（会費の納入期限）
第３条　年会費の納入期限は、前条の請求で定めた日とする。

（中途入会の年会費）
第４条　事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の年会費は、年会費に入会承認があった日の属する月の翌月から起算した月数を乗じ、12で除して得た額とする。（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）

（改正及び廃止）
第５条　この規程は、社員総会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

附則
この規程は、令和８年１月２８日から施行する。